

令和7年度県民グループ企画支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、男女共同参画社会づくりを考えるセミナー等の企画・実施に取り組む県民グループを支援することにより、当該グループのエンパワーメントを図るとともに、地域における県民レベルでの男女共同参画社会づくりの取組を一層推進するため、県内のグループに対し、予算の範囲内で助成金を交付することとし、その助成金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に該当する県内のグループとする。

- (1) 佐賀県内を中心に活動する県民グループであること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に関心を持っていること。
- (3) 事業の企画から実施まで主体的に行う能力を有していること。

2 前項の助成対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の助成対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(助成対象事業)

第3条 この助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、佐賀県立男女共同参画センターが定める「令和7年度県民グループ企画支援事業実施要領」に基づき、助成対象者が実施する事業とする。

(助成の対象経費及び助成金額等)

第4条 助成の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

- 2 助成率は、原則10分の10以内とするが、一部経費（旅費・宿泊費）については別表に定めるとおりとする。
- 3 助成限度額は、1企画につき5万円以上20万円以下で、かつ事業申込書に記載された

額を原則上限とする。

- 4 助成金の交付額は、助成対象額から寄付金その他の収入額を控除した額と助成限度額を比較していずれか少ない額を助成金額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する交付の申請が到達してから当該申請にかかる助成金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 助成事業者は第1項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(助成金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 助成事業に要する経費の配分または助成事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、助成金の額に影響を及ぼさない、次に規定する軽微な変更については、この限りでない。
 - ア 助成の対象経費の各経費間における20%以内の変更
 - イ 助成事業の目的及び計画の実施に影響を及ぼさない助成事業の内容の変更
 - (3) 助成事業を行うために発注を行う場合、佐賀県ローカル発注促進要領（平成27年10月2日付）に基づき県内企業へ発注するように努めること。
 - (4) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (5) 助成事業が予定の期間に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
 - 3 第1項第3号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は、様式第3号のとおりとする。
 - 4 助成事業者責任がない客観的事項の変化（感染症の感染拡大等）を理由に、事前着手前あるいは事業遂行途中において、知事が「決定の全部若しくは一部の取消し」又は「決定の内容若しくはこれに付した条件の変更」を行うことがある。
 - 5 助成事業者責任がない客観的事項の変化により助成事業を中止した場合、事業等の

中止を決定するまでの準備行為及び残務処理（会場のキャンセル料等）に係る費用については、要素事業の金額の範囲内であれば対象経費として差し支えない。

ただし、時系列で経緯等の記録を残しておくこと。

また、中止を決定した場合は、速やかに契約業者等に業務の遂行の停止等を依頼することと、余分な費用が発生しないよう努めること。

（実績報告）

第7条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、助成事業完了後（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）30日以内とし、その提出部数は1部とする。

3 助成事業の効果の発現が助成事業終了後一定期間を要するものは、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。

4 助成事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

（助成金の交付）

第8条 この助成金は、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する交付請求書は、様式第5号及び様式第6号のとおりとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第9条 助成事業者は、助成事業完了後、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の経由）

第10条 規則またはこの要綱に基づき提出する書類は、佐賀県立男女共同参画センターを経由しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年度分の助成金から適用する。

別表（第4条関係）

助成の対象となる経費		備 考
費目	内容	
報償費	講師謝金	・講師謝金については、これまでの講師の講演実績等を勘案し調整するものとする。 ・講師が助成対象者の構成員である場合は、2時間につき1万円以内とする。
旅費	講師の交通費・宿泊費	・交通費は実費相当額とし、航空機、J R の特別料金を除く。また、航空運賃はエコノミークラスの運賃とする。 ・宿泊費は、佐賀県職員等の旅費に関する諸規程において定める額を算定基礎とする。
	国内研修参加のための交通費・宿泊費 【助成率：必要額の2分の1以内。ただし学生は10分の10以内とする。】	・交通費は実費相当額とし、航空機、J R の特別料金を除く。また、航空運賃はエコノミークラスの運賃とする。
需用費	(1) 講師の当日の食糧費 (2) チラシ、資料等印刷費 (3) 消耗品費 (4) 材料費	・事業終了後、グループまたは個人の所有になるものは対象としない。ただし、事業実施に必要と認められるものについては、この限りでない。
役務費	(1) 郵便料、運搬費 (2) 広告料 (3) 損害保険料 (4) 通訳料、翻訳料、筆耕料 (5) 振込手数料 (6) クリーニング代	・電話料金、ファクシミリ料金及びインターネット通信料は除く。 ・郵便料、運搬費はチラシ等の発送や講師とのやりとりを目的とするものに限る。 ・損害保険料は、イベント等の主催者を保険契約者とするレクリエーション保険に限る。
使用料	(1) 実施のための会場等使用料 (2) 機材レンタル、リース料	・事業の打ち合わせやリハーサルでの会場使用料等含む。
その他	必要と認められる経費	・備品購入費は除く。

注) 1 国内研修参加のための交通費・宿泊費は航空運賃、鉄道運賃等の交通費及び宿泊費の実費とするが、航空運賃はエコノミークラスの運賃、宿泊費は佐賀県職員等の旅費に関する諸規程において定める額を算定基礎とする。

2 学生とは、短大生・大学生・大学院生とする。

3 助成対象者の構成員が講師を務める場合に要する費用は、原則、対象外経費となるが、報償費については、この限りではない。